

学習用端末利用規程

1 目的

校内において学習用端末（以下「端末」という。）を適切に利用し、本校生徒の学習と人間的な成長を図ることを目的に設定したものである。

2 校内における利用

原則として本校職員の許可のもとで端末を利用すること。

3 利用上の注意点

校内で端末を利用する生徒（以下「ユーザ」という。）は、次の各号掲げる項目を守り、適切な利用に努めなければならない。

- (1) 端末の充電は家庭で行うこととし、学校内コンセントを利用した端末の充電は、原則禁止とすること。
- (2) 個人情報や著作権保護の観点から、情報の取扱いには注意すること。
- (3) 法令に違反する、又は違反するおそれのある行為をしないこと。
- (4) 学校が禁止及び不適切と判断する行為を行わないこと。
- (5) 端末の自己管理の徹底を図ること。

移動教室の際は、各自で携行し紛失盗難に注意すること。

- (6) 他人の端末に、本人の許可なく触れないこと。

他人の所有物に勝手に触れる行為はマナー違反であり、悪質な場合は指導の対象とする。

4 Google 及び学習クラウドサービスの I D、パスワードの管理について

- (1) ユーザは、I D およびパスワードを他人に知られることのないように適切に管理すること。
また、初期パスワードは必ず変更し、適切に管理すること。
- (2) ユーザは、認証ユーザ I D のパスワードが漏洩もしくはその可能性がある場合、教職員に報告し、変更申請を行うこと。
- (3) 認証ユーザ I D のパスワードを失念した場合は、速やかに HR 担任に申し出で、再発行の申請をすること。

5 端末の管理システムについて

学校内で安全かつ有効に利用できるように、生徒用学習端末（Chromebook）を在校中は学校で一括管理している。生徒の自由な使用を制限するものではなく、安全第一を考えた管理である。利用上の安全を目的に必要な応じてアプリケーションをインストールを制限をしたり、アプリケーションの機能制限をしたりすることがある。

令和5年4月1日施行